

令和6年4月12日

厚生労働省 医政局 医事課長
林 修一郎 殿

一般社団法人 社会医学系専門医協会
理事長 今中 雄



「医師届出票」の記載に関する要望書

拝啓 貴職におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は、関係8学会6団体で社会医学系専門医制度を共同運営しており、社会医学・公衆衛生分野で活躍する医師の卒後教育に貢献しておりますとともに、医学生や若手医師に対して公衆衛生医師の認知度の向上に努めています。コロナ禍を契機に公衆衛生人材の重要性が社会に再認識されていますが、昨今の地震等自然災害対応においても多くの社会医学系人材が活躍しています

医師法第一条では「医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする」とされており、個々人への医療だけでなく、公衆衛生の向上に寄与することが医師の業務として位置付けられていることを鑑みると、「医師届出票」に、公衆衛生業務、ならびに社会医学系専門医の資格についても選択肢に含めることで、公衆衛生業務の位置づけを可視化しその重要性の認識を図り、公衆衛生に携わる医師の数と分布を公的に把握することが妥当だと考えます。

つきましては、今年末に行われる調査における医師届出票（医師法施行規則第2号書式）について、以下に記載する変更を行っていただくことを切に要望いたします。

1. 「主たる業務内容」の欄において、「公衆衛生業務」を追加すること
2. 「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格」（等）の欄において、「社会医学系専門医」を追加すること

どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人 社会医学系専門医協会
理事長 今中 雄一（日本医療・病院管理学会）
理事 黒田 嘉紀（日本衛生学会）
理事 林 朝茂（日本産業衛生学会）
理事 山縣 然太朗（日本公衆衛生学会）
理事 松村 泰志（日本医療情報学会）
理事 大久保 孝義（日本疫学会）
理事 近藤 久恒（日本災害医学会）
理事 三上 容司（日本職業・災害医学会）
理事 冢保 英隆（全国衛生部長会）
理事 藤田 利枝（全国保健所長会）
理事 岸本 剛（地方衛生研究所全国協議会）
理事 中村 桂子（全国衛生学公衆衛生学教育協議会）
理事 角田 徹（日本医師会）
理事 磯 博康（日本医学会連合）
理事 大神 明（指名理事・業務執行理事）
理事 小嶋 元（指名理事・業務執行理事）
理事 前田 光哉（指名理事・業務執行理事）
理事 和田 裕雄（指名理事・業務執行理事）
理事 大久保 靖司（指名理事・業務執行理事）

付記

新型コロナウイルス感染症や今後のパンデミックや自然災害等に備えた公衆衛生に従事する医師の重要性が認識されるなか、公衆衛生で働く医師が不足し、1人の医師が複数の保健所の所長を兼任せざるをえない実態もある中、公衆衛生についての認知、重要性の理解が不足している懸念があります。現状、2年に1度行われる調査における「医師届出票」の「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格」の欄にも社会医学系専門医がございません。さらには「主たる業務内容」の中に公衆衛生業務の項目がなく、このままでは、公衆衛生業務は数ある医師の業務の中で「その他」の1つであると認識されてしまう懸念がございます。実際、当協会会員の中でも、「医師届出票」に自身の専門性について選択する項目がないとの声が多く上がっています。

医師法第6条第3項において、2年ごとに、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項についてその住所の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこととされており、この規定に基づき、医師法施行規則第6条第2項及び第2号書式において、医師が届け出なければならない事項について書式を定めているところと存じております。
令和6年度は、当該届出に基づき調査を実施する年であり、重要な公衆衛生業務の位置づけを明確にし、公衆衛生に携わる医師の確保対策の検討等に活用できるよう必要な情報を当該届出により把握することを可能とするために、各都道府県への調査票の送付に先立ち、医師届出票（医師法施行規則第2号書式）において、下記のとおり所要の改正を行っていただくことを要望します。

1. 「主たる業務内容」の欄において、「公衆衛生業務」を追加すること。
2. また、「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格」の欄において、「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格等」と欄の名称を変更した上で、「社会医学系専門医」を追加すること。

以上

本年4月、社会医学系専門医協会理事長名で、「医師届出票」の記載に関する要望書を厚生労働省医政局医事課長に提出していました。

http://shakai-senmon-i.umin.jp/wordpress/wp-content/uploads/news_2410.pdf

医

第二号書式(第六条関係)

医師届出票

R06

医

(令和6年12月31日現在)

(1) 住所	〒 -		都道府県	市	区	町村	電話																									
(2) 氏名	ふりがな						()																									
メールアドレス								同意しない場合																								
(3) 性別	1 男 ・ 2 女		(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年	月	日																									
(5) 医籍登録番号	第		号	(6) 医籍登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正	年	月	日																								
(7) 従事している施設及び業務の種別	<table><tr><th>回答欄</th><th>施設の種別</th><th>業務の種別</th></tr><tr><td>01~19のうち1つを記入すること。</td><td>診療所</td><td>01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者</td></tr><tr><td>主たる施設・業務の種別(1つ)</td><td>病院 (医療機関附属の病院を除く。)</td><td>03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者</td></tr><tr><td></td><td>医療機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)</td><td>05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)</td></tr><tr><td>複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01~19のうち1つを記入すること。</td><td>介護老人保健施設</td><td>10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者</td></tr><tr><td>従たる施設・業務の種別(1つ)</td><td>介護医療院</td><td>12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者</td></tr><tr><td></td><td>上記以外の施設</td><td>14 医療機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者</td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>18 その他の業務の従事者 19 無職の者</td></tr></table>								回答欄	施設の種別	業務の種別	01~19のうち1つを記入すること。	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者	主たる施設・業務の種別(1つ)	病院 (医療機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者		医療機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01~19のうち1つを記入すること。	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者	従たる施設・業務の種別(1つ)	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者		上記以外の施設	14 医療機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者		その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者
回答欄	施設の種別	業務の種別																														
01~19のうち1つを記入すること。	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者																														
主たる施設・業務の種別(1つ)	病院 (医療機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者																														
	医療機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)																														
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01~19のうち1つを記入すること。	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者																														
従たる施設・業務の種別(1つ)	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者																														
	上記以外の施設	14 医療機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者																														
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者																														
従事先	「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月1日~7日の前日・前夜以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみ、勤務の場合は0.5日としてカウントする。「夜間・休日勤務(前日・前夜を含む)の回数」は、通常の勤務又は前日・前夜の別に関わらず、今年度11月1日~30日の休日日や夜間、院内に待機して診察等の対応を行う勤務の合計を選択する。前日・前夜はそれぞれ1回、前日と前夜を連続して行う場合は2回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。																															
(8) 主たる従事先	<table><tr><td>ふりがな</td><td>電 話</td></tr><tr><td>名 称</td><td>()</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>〒 - </td></tr><tr><td>勤務状況</td><td>12月1日~7日の勤務日数(日/週)(前日・前夜を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0 11月の夜間・休日勤務(前日・前夜を含む)の回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上 うち、前日・前夜の回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上</td></tr><tr><td colspan="2">(就業形態)「主たる業務内容」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~05、07及び09~17のいずれかを記入した者のみが記入すること。</td></tr><tr><td>就業形態</td><td>1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間外に業務を遂行する業務に従事する者を含む。)(以下略)</td></tr><tr><td>主たる業務内容</td><td>1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 公衆衛生業務 6 司法行政解剖業務 7 その他</td></tr><tr><td colspan="2">(就業中の者のみ) 1 医師 2 医学生 3 歯科医師 4 歯科学生 5 歯科衛生士 6 歯科助手 7 歯科診療助手 8 歯科放射線技師 9 歯科放射線技師助手 10 歯科診療助手 11 歯科診療助手 12 歯科診療助手 13 歯科診療助手 14 歯科診療助手 15 歯科診療助手 16 歯科診療助手 17 歯科診療助手 18 歯科診療助手 19 歯科診療助手</td></tr></table>								ふりがな	電 話	名 称	()	所 在 地	〒 -	勤務状況	12月1日~7日の勤務日数(日/週)(前日・前夜を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0 11月の夜間・休日勤務(前日・前夜を含む)の回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上 うち、前日・前夜の回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上	(就業形態)「主たる業務内容」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~05、07及び09~17のいずれかを記入した者のみが記入すること。		就業形態	1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間外に業務を遂行する業務に従事する者を含む。)(以下略)	主たる業務内容	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 公衆衛生業務 6 司法行政解剖業務 7 その他	(就業中の者のみ) 1 医師 2 医学生 3 歯科医師 4 歯科学生 5 歯科衛生士 6 歯科助手 7 歯科診療助手 8 歯科放射線技師 9 歯科放射線技師助手 10 歯科診療助手 11 歯科診療助手 12 歯科診療助手 13 歯科診療助手 14 歯科診療助手 15 歯科診療助手 16 歯科診療助手 17 歯科診療助手 18 歯科診療助手 19 歯科診療助手									
ふりがな	電 話																															
名 称	()																															
所 在 地	〒 -																															
勤務状況	12月1日~7日の勤務日数(日/週)(前日・前夜を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0 11月の夜間・休日勤務(前日・前夜を含む)の回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上 うち、前日・前夜の回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上																															
(就業形態)「主たる業務内容」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~05、07及び09~17のいずれかを記入した者のみが記入すること。																																
就業形態	1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間外に業務を遂行する業務に従事する者を含む。)(以下略)																															
主たる業務内容	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 公衆衛生業務 6 司法行政解剖業務 7 その他																															
(就業中の者のみ) 1 医師 2 医学生 3 歯科医師 4 歯科学生 5 歯科衛生士 6 歯科助手 7 歯科診療助手 8 歯科放射線技師 9 歯科放射線技師助手 10 歯科診療助手 11 歯科診療助手 12 歯科診療助手 13 歯科診療助手 14 歯科診療助手 15 歯科診療助手 16 歯科診療助手 17 歯科診療助手 18 歯科診療助手 19 歯科診療助手																																
(9) 従たる従事先	<table><tr><td>ふりがな</td><td>電 話</td></tr><tr><td>名 称</td><td>()</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>〒 </td></tr><tr><td>勤務状況</td><td>12月1日~7日の勤務日数(日/週)(前日・前夜を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0 11月の夜間・休日勤務(前日・前夜を含む)の回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上 うち、前日・前夜の回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上</td></tr></table>								ふりがな	電 話	名 称	()	所 在 地	〒	勤務状況	12月1日~7日の勤務日数(日/週)(前日・前夜を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0 11月の夜間・休日勤務(前日・前夜を含む)の回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上 うち、前日・前夜の回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上																
ふりがな	電 話																															
名 称	()																															
所 在 地	〒																															
勤務状況	12月1日~7日の勤務日数(日/週)(前日・前夜を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0 11月の夜間・休日勤務(前日・前夜を含む)の回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上 うち、前日・前夜の回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上																															
従たる従事先の件数	(今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先)																															

裏面へ続く

「主たる業務内容」の欄に従前からあった「産業医業務」に加えて、「公衆衛生業務」と「司法行政解剖業務」が追加となりました。

主たる業務内容

1 診療

2 教育・研究

3 管理

4 産業医業務

5 公衆衛生業務

6 司法行政解剖業務

7 その他

<https://www.mhlw.go.jp/content/001329995.pdf>

医

R06 医

「取得している広告可能な医師の専門性に
関する資格名、麻酔科の標榜資格、社会医学
系専門医及び医師少数経験認定医師」の欄に
「社会医学系専門医」が追加されました。



Ⅲ

61 社会医学系専門医

(10) 従事する診療科名等		(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。		
I	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	主たる診療科名の番号(1つ)
	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 脳神経内科	
	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	
	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科	
	13 小児科	14 精神科	15 心療内科	
II	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	
	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)	
	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科	
	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	
	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	
III	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	
	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	
	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	
	40 集中治療科			
	41 臨床研修医	42 全科		
V	43 その他()			
取得している広告可能な医師の専門性に 関する資格名、麻酔科の標榜資格、社会医学系専門医及び医師少数経験認定医師				
I	01 内科専門医	02 小児科専門医	03 皮膚科専門医	
	04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門医	
	07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医	
	10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医	
	13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医	
II	16 形成外科専門医	17 リハビリテーション科専門医	18 臨床検査専門医	
	19 総合診療専門医			
	20 総合内科専門医	21 呼吸器専門医	22 循環器専門医	
	23 消化器病専門医	24 腎臓専門医	25 整形外科専門医	
	26 神経内科専門医	27 糖尿病専門医	28 内分泌代謝専門医	
III	29 血液専門医	30 アレルギー専門医	31 リウマチ専門医	
	32 感染症専門医	33 心療内科専門医		
	34 呼吸器外科専門医	35 心臓血管外科専門医	36 乳腺専門医	
	37 気管食道外科専門医	38 消化器外科専門医	39 小児外科専門医	
	40 超音波専門医	41 細胞専門医	42 透視専門医	
IV	43 老年病専門医	44 消化器内視鏡専門医	45 臨床遺伝専門医	
	46 漢方専門医	47 レーザー専門医	48 気管支鏡専門医	
	49 核医学専門医	50 大腸肛門病専門医	51 婦人科腫瘍専門医	
	52 ペインクリニック専門医	53 熱傷専門医	54 血管内治療専門医	
	55 がん薬物療法専門医	56 周産期(新生児)専門医	57 生体医療専門医	
V	58 小児神経専門医	59 麻酔科標榜医	60 医師少数経験認定医	
	61 社会医学系専門医			
	62 医師少数経験認定医			
	63 医師少数経験認定医			
	64 医師少数経験認定医			
(12) 分岐の取扱いの有無(過去2年以内の有無)				
1	分岐の取扱いあり	2	分岐の取扱いなし	(13) 出身地 () ・ 外国
(14) 大学名等の番号を1つで囲むこと。(修了した大学名等の番号を○で囲まないこと。)	01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学
	05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学
	09 千葉大学	10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学
	13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学
	17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学
公立	21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学
	25 神戸大学	26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学
	29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学
	33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学
	37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学
私立	41 鹿児島大学	42 琉球大学	43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学
	45 札幌医科大学	46 大阪公立大学	47 京都市立医科大学	48 奈良県立医科大学
	49 京都市立医科大学	50 奈良県立医科大学	51 岩手医科大学	52 東北医科薬科大学
	53 自治医科大学	54 獨協医科大学	55 埼玉医科大学	56 国際医療福祉大学
	57 杏林大学	58 慶應義塾大学	59 順天堂大学	60 昭和大学
私立	61 帝京大学	62 東京医科大学	63 東京慈恵会医科大学	64 東京女子医科大学
	65 東邦大学	66 日本大学	67 日本医科大学	68 北里大学
	69 聖マリアンナ医科大学	70 東海大学	71 金沢医科大学	72 愛知医科大学
	73 藤田医科大学	74 大阪医科薬科大学	75 関西医科大学	76 近畿大学
	77 兵庫医科大学	78 川崎医科大学	79 久留米大学	80 福岡大学
私立	81 産業医科大学	82 防衛医科大学校	83 外国の医学学校	84 その他
	85 外国の医学学校	86 その他	87 その他	88 その他
	89 その他	90 その他	91 その他	92 その他
	93 その他	94 その他	95 その他	96 その他
	97 その他	98 その他	99 その他	100 その他
(14)欄の83を○で囲んだ者のみが記入すること。				
1	英国	2 オーストラリア	3 韓国	4 中国
5	ブラジル	6 米国	7 ルーマニア	8 その他()
(15) 地域枠等	1 従事要件あり	2 従事要件なし	3 要件となる従事年数	4 要件となる従事場所(都道府県)
	5 要件となる従事年数	6 要件となる従事場所(都道府県)	7 従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。	8 その他
	9 奨学金貸与元	10 奨学金貸与元	11 奨学金貸与元	12 奨学金貸与元
	13 奨学金貸与元	14 奨学金貸与元	15 奨学金貸与元	16 奨学金貸与元
	17 奨学金貸与元	18 奨学金貸与元	19 奨学金貸与元	20 奨学金貸与元
(16) 臨床研修修了の有無	1 有	2 無	(17)臨床研修病院の所在都道府県名	(16)が有の場合
	3 有	4 無	5 有	6 無
	7 有	8 無	9 有	10 無
	11 有	12 無	13 有	14 無
	15 有	16 無	17 有	18 無
(18) 本局出票の活用に対する確認	各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本局出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。			
	同意しない場合			
	同意しない場合			
	同意しない場合			
	同意しない場合			
(19) 備考				

提出期限 翌年1月15日

<https://www.mhlw.go.jp/content/001329995.pdf>